

## 上水道基本料金の免除について

恩納村では物価高騰により影響を受けた世帯及び事業所等の経済的負担を軽減するため、上水道の基本料金を一定期間免除します。申請は不要です。

**対象** 恩納村と給水契約を結んでいる上水道使用者 ※官公署及び下水道料金は対象外

**免除期間** 令和5年9月(検針分)から令和6年1月(検針分)までの5か月間

●免除される1か月分の基本料金

口径	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75~100mm	150mm
基本料金 (税込み)	924円	1,507円	2,079円	2,398円	4,829円	7,997円	18,150円	70,125円

お問い合わせ: 上下水道課 ☎966-1198

## 住宅・土地統計調査にご協力ください

総務省統計局では、10月1日現在で住宅・土地統計調査を実施します。

この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約340万世帯を対象とした大規模な調査です。調査期間中、統計調査員が調査書類を配布しますので、インターネットでの回答又は紙の調査票での回答をお願いします。

**調査対象区:** 名嘉真、喜瀬武原、瀬良垣、恩納、南恩納、富着、前兼久、仲泊、塩屋

お問い合わせ: 企画課 ☎966-1201

## マイナンバーカード 夜間窓口を開設

役場開庁時にマイナンバーカードの申請や受取に来られない方は、夜間窓口をご利用ください。

**開設日時** 10月4日(水)、18日(水) 17:15~19:30

**場 所** 村民課

持ち物

- 交付通知書(役場から送られるハガキ)
- 本人確認書類 顔写真入り…1点(運転免許証、パスポートなど)
- 通知カード、住基カード(お持ちの方のみ)
- 顔写真なし…2点(保険証、診察券、学生証など)

※代理での受取はできません。

お問い合わせ: 村民課 ☎966-1205

## 10月は村県民税第3期の納期となっています。

	第1期	第2期	第3期	第4期
固定資産税	<del>5月31日</del>	<del>7月31日</del>	12月25日	令和6年 2月29日
村県民税	<del>6月30日</del>	<del>8月31日</del>	10月31日	令和6年 1月31日
軽自動車税	<del>5月31日</del>			

### 納税は口座振替が便利です。

手続き方法につきましては、税務課までお問い合わせください。

お問い合わせ:  
税務課 ☎966-1206

